

会議状況報告書

| | |
|-----|---------------------------|
| 会議名 | 令和5年度第1回刈谷市放置自動車廃物判定委員会 |
| 日時 | 令和5年5月15日（月）10時00分～11時00分 |
| 場所 | 刈谷市役所 6階 604会議室 |
| 出席者 | 名簿参照 |

1 各委員、事務局の紹介

2 あいさつ 委員長

放置自動車は地域の美観を損ねるだけではなく、交通障害やごみの不法投棄を助長するものになるなど、市民の快適な生活環境の妨げになります。

放置自動車の新規発見台数は減少傾向にありますが、まだ新規発見台数は0にはなっておらず、本日も廃物判定の審議をする案件があると伺っております。委員の皆様には、住みやすく安全で快適な街となるようご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 議題

(1) 廃物判定の流れについて

事務局より、フローチャート等資料を用いて、廃物判定の流れについて説明。

(2) 令和4年度放置自動車の状況について

事務局より、過去の実績を資料に基づいて説明。

(3) 廃物判定基準による放置自動車の廃物認定について

土木管理課より廃物判定案件について説明。

放置車両はダイハツ ミラ、放置場所は刈谷市東境町大坪30番2地先です。警察協議の結果、盗品照会で該当する車両はなく事件性がないことから、市で対応する案件となりました。

その後、市で所有者との接触を試みましたが所有者と接触することができず、これ以上の調査は不可能と判断しましたので、今回判定を依頼しました。

【意見等】

(委員) 放置期間の起算日が警告書貼付年月日からなのはなぜか。通報時点からにはできないのか。

(委員長) 放置自動車であっても、あくまで個人の所有物であるため、警告書貼付後でなければ、放置自動車としてみなすことができない。

(委員) 警察照会結果到達後、警告書の貼付までに時間を要しているが、それはなぜか。

(事務局) 警察照会のみでなく、市独自でも調査を行っており、その調査に時間を要したため。

(委員長) 効率よく調査を行い、速やかに警告書の貼付等の対応を行ってほしい。

(委員) 所有者の住所から放置者は愛知教育大学の学生ではないか。学校内にも放置自動車や自転車が多数あったが、指導により減少した。

所有者がわかっても、使用者、放置者がわからないのはなぜか。

(委員長) 所有者の住所から愛知教育大学の学生の可能性は確かにある。

(委員) 市の調査では、使用者、放置者まで特定することは難しい。

(委員) 所有者の携帯電話の番号はどこで把握したのか。また、架電はしたのか。

(事務局) 警察照会の結果で把握した。

(事務局) 架電したが、既にその携帯電話の番号は使用されていないかった。

(委員) 市の対応について、スピード感をもって調査等を行ってほしい。さらに調査等に対して効率を重視し、ルールづくりを徹底してほしい。

(委員長) 所有者の住所から、原因者は学生と推測されるが、それだけで断定することはできない。

(刈谷警察) 住宅等個人情報の照会は、紹介先や状況により回答が得られない場合もある。市の調査のみでは、困難な場合も多いと思われるため、警察と市で連携して対応していきたい。

(委員) そもそも、市が対応する放置自動車の対象は、公園や私有地等どこに放置されている場合なのか。

(事務局) 公共用地が対象であり、私有地は対象外。道路の場合、その道路が市道であれば市、県道であれば県というように対応先は決まっている。

【判定結果】

全会一致で「判定外」とする。

放置車両は小垣江町の車両保管庫に移動済みのため、告示後、一定の期日をもって処分することとする。

(4) その他

令和5年度第2回刈谷市放置自動車廃物判定委員会について

【令和5年8月7日(月) 午前10時～】

以上